第3回定例会の主な質問内容は次のとおりです。
なお質問の詳細は、熊本市議会ホームページの会議録等をご覧ください。

市民連合

田上　辰也議員

質問1

犯罪被害者への充実した支援に条例の制定を

誰もが理不尽な犯罪に遭う可能性がある。犯罪被害者に寄り添った支援を行うためにも条例を制定すべき。

答弁

支援ニーズなど関係者の意見も伺いながら、他都市の例も参考にしつつ、条例制定を含め、効果的な施策や体制などを検討していく。

質問2

超高齢社会におけるごみステーションの改善を

ごみステーションの管理運営が町内自治会の負担になっている。高齢者が遠くまで運ぶのも困難なため改善を。

答弁

今後も引き続き、負担軽減策について検討していく。また、「ふれあい収集(※3)」の積極的な周知を行い、さらなる利用の拡大に努める。

熊本自民

藤山　英美議員

質問1

学校プールの統廃合による今後の取り組みは

教職員の働き方改革にどのように繋げていくのか。また、学校間で共同利用を行う場合の効果の考え方は。

答弁

教職員のプール管理等の業務が削減できる。共同利用は、管理費用の削減やインストラクター配置による指導力向上などの効果がある。

質問2

持続可能な市電経営について

交通局の経営形態の見直しに、市電の延伸や市街地の公共交通全般に関するグランドデザインの全市的な議論を。

答弁

公共交通全体を見据え、市議会や熊本市公共交通協議会を中心に幅広く議論しながら公共交通の推進に取り組む。

市民連合

村上　　博議員

質問1

化学物質過敏症患者への支援策について

微量の化学物質でも体調不良になるなど、生活が困難な患者への行政支援はほぼない。今後の具体的な支援策を。

答弁

発症メカニズムが未解明のため国の研究が進むよう要望するとともに患者に寄り添った相談対応や市民への広報・啓発を行っていく。

質問2

バリアフリーマスタープラン(※4)策定について

本市独自のマスタープラン策定に、当事者を最初から参加させることが効果的。早い段階から参画の検討を。

答弁

策定過程の早い段階から、障がいのある方をはじめ、高齢者や子育て世帯の関係者などにも参画いただき、広く市民の皆さまのご意見を伺う。

おしえて ひごまる

米国FDA・CDC(※1) …… FDA(アメリカ食品医薬品局)はアメリカ合衆国保健福祉省配下の政府機関。CDC(アメリカ疾病予防管理センター)は保健福祉省所管の感染症対策の総合研究所。

インクルーシブ(※2) …… 「包含性、すべてを含む」という意味で、障がいのある子どもが排除されず、障がいがない子どもたちと共に活動できるような状態を表す意味で使われる。

ふれあい収集(※3) …… ごみをごみステーションまで出すことが困難な世帯を対象に、ごみを玄関先まで収集に伺う制度。

バリアフリーマスタープラン(※4) … 駅やバスターミナル等の旅客施設を中心とした地区や、高齢の方や、障害のある方等が利用する施設が集まった地区において、新たに移動等円滑化促進地区を設定し、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの。

主な議案の概要

○令和3年度熊本市一般会計補正予算

総額 23億2,624万円（減額補正予算含む）

<新型コロナウイルス関連分の主な内容>

- ●新型コロナウイルスワクチン接種経費…… 13億6,344万円
- ●営業時間短縮要請に伴う事業者支援経費…… 3億9,375万円
- ●新型コロナウイルス感染症対策経費…… 3億6,000万円
- ●市税還付金…… 2億2,000万円

<通常分の主な内容>

- ●千葉城地区保存活用関係経費…… 16億8,064万円
- ●地域商業機能複合化推進事業…… 6,000万円

●…衛生費　●…商工費　●…総務費　●…教育費

○熊本市附属機関設置条例の一部改正について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を設置するため。

<改正内容>

市長の附属機関の新設

(1) 附属機関名:熊本市移動等円滑化推進協議会

(2) 設置目的:高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針及び同法第25条第1項に規定する基本構想の作成及び実施に関し必要な事項を協議する。

<施行日>

公布の日

○熊本市現代美術館条例の一部改正について

現代美術館の駐車場に係る駐車料金を改定する等のため。

<改正内容>

1　現代美術館の駐車場に係る駐車料金の改定

(1) 1時間以内 300円 → 200円

(2) 1時間を超え30分までごとに 150円 → 100円

2　現代美術館の駐車場に係る駐車料金のうち全日定期駐車券(月極)に関する規定の削除

<施行日>

令和3年(2021年)11月1日

○熊本市環境基本条例の一部改正について

新たな環境課題に係る市の施策を追加する等のため。

<改正内容>

1　前文の見直し

近年の環境問題の深刻化を踏まえ、条例の理念を時代に即したものに見直すこととした。

2　市の施策の追加

良好な環境の確保に関する施策に関し必要な措置を講ずる事項として、次に掲げるものを追加

(1) 生物多様性の保全等の自然共生社会の構築に関すること。

(2) 廃棄物の発生の抑制等による環境への負荷の少ない循環型社会の構築に関すること。

(3) 地球温暖化の防止等の地球環境の保全に関すること。

3　環境影響評価の推進に関する規定の追加

環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、あらかじめ環境への影響について自ら適正に評価等を行い、その結果に基づいて環境の保全について適正な配慮を行うことができるように、必要な措置を講じなければならないこととした。

4　環境教育の推進等に関する規定の追加

市、市民及び事業者は、それぞれの立場において環境教育を推進するとともに、良好な環境の確保に関する知識の習得及び良好な環境の確保に関する活動を担う人材の育成に努めなければならないこととした。

5　国等との連携及び国際協力に関する規定の追加

(1) 広域的な解決を必要とする環境課題については、国等と連携及び協力を行い、解決するよう努めることとした。

(2) 国等、市民及び事業者と連携して、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めなければならないこととした。

6　その他規定の整備

<施行日>

令和3年(2021年)10月1日